

# 東山墓園 合葬式墓所

## 申込みのご案内

名張市

## 合葬式墓所の特徴

- (1) 個人墓や納骨堂と違い、ご遺骨（焼骨）を共同の合葬室へ埋蔵し、共通のモニュメントの前でお参りしていただくお墓です。
- (2) 埋蔵（納骨）後はお墓を承継する必要がないため、後継者にお悩みの方でも安心してご利用いただけます。
- (3) 墓石等を建立する必要がなく、維持管理も不要です。
- (4) 宗旨・宗派は問いません。



記名板設置台



献花スペース

## 申込者の資格

- (1) 親族等（親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）その他密接な関係を有する方として規則で定める方をいう。）の焼骨等を所持し、当該焼骨等を埋蔵しようとする方
- (2) 自己の生前において、自己の焼骨等を埋蔵するために使用許可を受けようとする方（当該焼骨等に係る祭祀を主宰すべき方がいる場合に限る。）
- (3) 合葬式墓所に改葬しようとする方

## 申込みに関する特例（使用料の減免）

- 次のいずれかに該当する場合は、合葬室に係る使用料を減免することができます。
- (1) 東山墓園一般墓所を墓じまいのため返還し、合葬式墓所に改葬する方が使用者である場合（名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例第26条第1号）
  - (2) 平成29年10月22日及び同月23日の平成29年台風第21号による豪雨により崩落の被害を受けた一般墓所又は当該被害の復旧のための工事を本市が実施するために返還された一般墓所の使用許可を受けていた方（崩落がなかったならば、その地位を承継していた方として市長が認めるものを含む。）が使用者である場合（名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例第26条第2号）

## 申込みに必要なもの

- (1) 合葬式墓所使用許可申請書または合葬式墓所使用許可申請書（生前許可用）
  - ※1 埋蔵予定者1体（お1人）につき、申請書1枚が必要です。
  - ※2 生前申込の場合は、本人が申請者になります。
- (2) 申請者の住民票（本籍地記載のものをご用意ください。）
- (3) 戸籍謄本等
  - ※1 申請者と埋蔵予定者の続柄が確認できる書類
  - ※2 生前申込で申請者と祭祀主宰者との関係がわかる書類
  - ※3 生前申込で親族以外の祭祀主宰者を登録する場合は、ご相談ください。
- (4) 火葬許可証又は火葬済証明書（改葬の場合は、改葬許可証）
  - ※1 生前申込の方は、申請時は不要です。

## 使用料

### (1) 合葬式墓所（合葬室、記名板）の使用料

種別	使用料	説明
合葬室	1体につき55,000円	骨袋に納めていただいたご遺骨（焼骨）を合葬室へ埋蔵します。
記名板	1枚につき33,000円	記名板は希望者のみ

※ 申込に関する特例に該当する場合は、上記の合葬室使用料が減免されます。



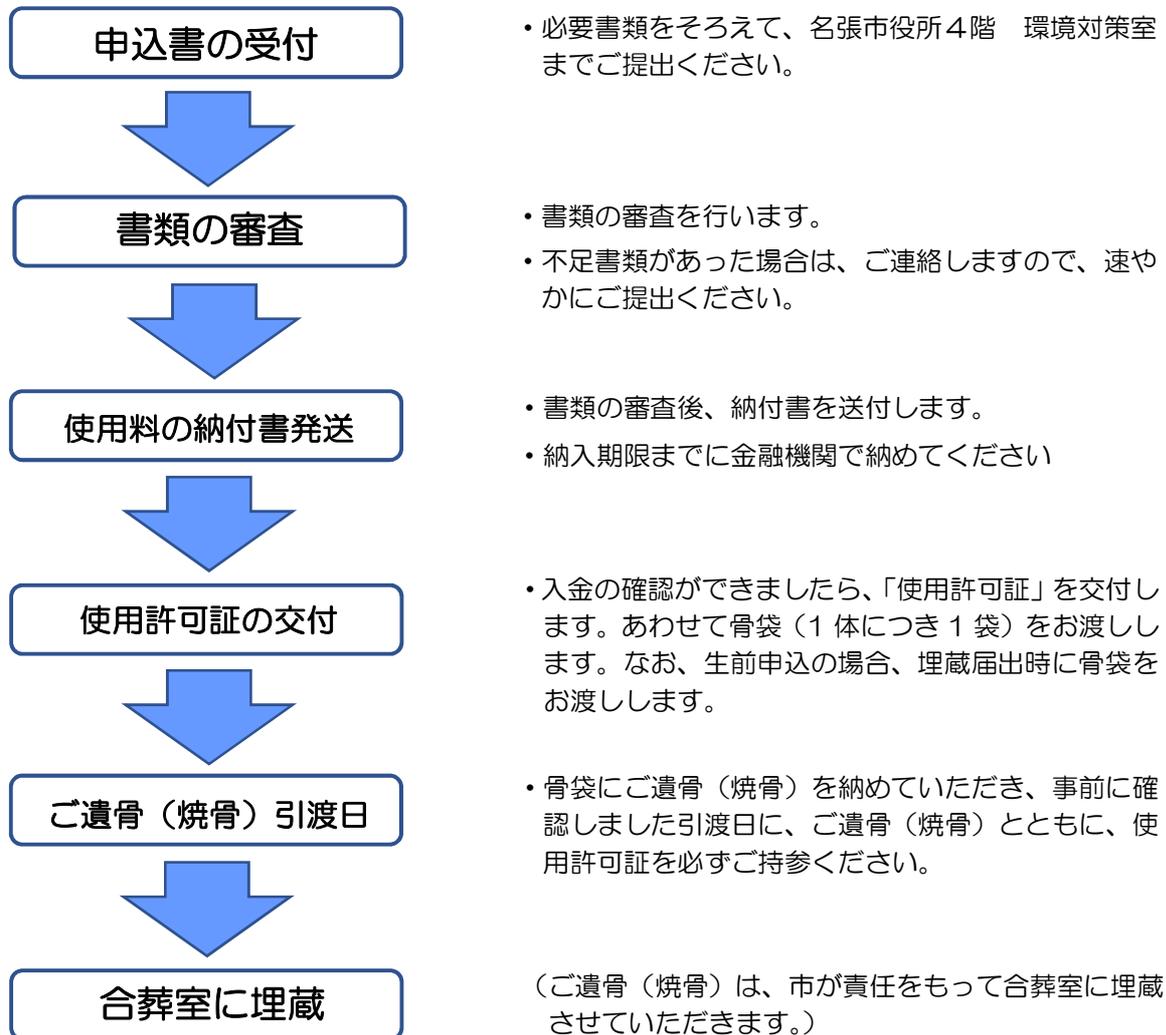
※記名板に埋蔵される方のお名前、生年月日、死亡年月日または埋蔵される方のお名前のみを刻字できます。

※記名板を設置する位置は、選ぶことができませんのでご了承ください。

### (2) 使用料の還付

既納の使用料は、還付しません。ただし、使用許可を受けてから、合葬室にご遺骨（焼骨）を埋蔵する前に合葬室の使用を取りやめた場合又は第24条第1項の規定による申出をする前に記名板の使用を取りやめた場合には、当該合葬室又は当該記名板に係る使用料を還付することができます。

## 申込からご遺骨（焼骨）引渡しまでの流れ



※記名板は、お申込みいただき入金確認後、市が製作者に発注（約1か月程度で製作）し、記名板設置台に設置します（設置しましたら、写真をお送りします）。

※ご遺骨（焼骨）引渡日には、骨袋に納めたご遺骨（焼骨）とともに、使用許可証を必ずご持参ください。

※生前許可を受けた者（申込者）で使用許可証に変更が生じた場合、または、使用許可証の記載事項を変更しようとする場合は、東山墓園合葬式墓所使用者等変更届を提出し、使用許可証の書き換えを行ってください。

※生前許可を受けた方（申込者）がお亡くなりになった場合は、祭祀主宰者が必要な書類をそろえて東山墓園合葬式墓所埋蔵届出書を提出ください。

※合葬式墓所の使用許可証を紛失又は毀損した方は、東山墓園合葬式墓所使用許可証再交付申請書により市長に申請し、再交付を受けてください。

## 注意事項

- (1) 合葬式墓所の使用に当たっては、「墓地、埋葬等に関する法律」「名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例及び施行規則」に定められている規定を遵守してください。
- (2) 次の場合には、使用許可を取り消します。
  - ・偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
  - ・法令又は名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例、これに基づく規則、使用許可に付された条件若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 埋蔵（納骨）については、使用許可を受けたご遺骨（焼骨）に限ります。
- (4) 生前申込の方は、自己の責任において、お亡くなりになった後の自己のご遺骨（焼骨）が、合葬式墓所に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- (5) 合葬式墓所へ埋蔵されたご遺骨（焼骨）は、一切返還することができません。
- (6) 合葬室へは立ち入ることができません。
- (7) 合葬式墓所及び記名板設置台付近では、線香など火気の使用はご遠慮ください。
- (8) 合葬式墓所前での法要等は可能ですが、他の墓参者にご配慮のうえ、短時間で混雑時（お盆、お彼岸、年末年始等）を避け行ってください。

# 案内図



## 【最寄り駅】

- ・近鉄桔梗が丘駅から車で約8分
- ・近鉄名張駅から車で約15分

## 【車でお越しの場合】

上野ICから東山墓園  
(約17km 約28分)

# 問い合わせ先

名張市 地域環境部 環境対策室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

☎ 0595-63-7492